

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
交付規程

令和 7 年 4 月 9 日

(通則)

第 1 条 令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。)、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この規程は、株式会社博報堂プロダクツ(以下「博報堂プロダクツ」)が行う、交付要綱第 20 条の 3 に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象および補助額)

第 3 条 博報堂プロダクツは、補助金の交付を申請しようとする者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、補助金交付の対象として博報堂プロダクツが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分および補助金の額の算定は、別に定める。

(交付の申請)

第 4 条 間接補助事業者は、様式第 1 による補助金交付申請書に博報堂プロダクツが定める書類を添付して、博報堂プロダクツが別に定める時期までに提出しなければならない。

2 交付の申請に併せて実績報告を行う場合には、間接補助事業者は、様式第 1 の 2 による補助金交付申請兼実績報告書に博報堂プロダクツが定める書類を添付して、博報堂プロダクツが別に定める時期までに提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 間接補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 17 条第 6 項の規定に基づく返還の報告(以下「交付申請等」という。)については、博報堂プロダクツが定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 6 条 博報堂プロダクツは、第 4 条の規定により行われた、交付申請等に係る次条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく通知、第 17 条第 3 項の規定に基づく返還の請求、同条第 5 項の規定に

基づく納付の通知について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（交付の決定）

第7条 博報堂プロダクツは、第4条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

2 博報堂プロダクツは、第4条第2項の規定による補助金交付申請兼実績報告書の提出があった場合には、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものであり、かつ補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定と併せて交付すべき補助金の額を確定し、様式第2の2による補助金交付決定兼額の確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

3 博報堂プロダクツは、第1項及び第2項の交付決定に際して必要な条件を付することができるものとする。

4 博報堂プロダクツは、補助金の交付が適当でないと認めるときは、様式第3による不交付決定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 博報堂プロダクツは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）間接補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。

（2）間接補助事業者は、次条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに博報堂プロダクツに報告すべきこと。

（3）間接補助事業者は、博報堂プロダクツが第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

（4）間接補助事業者は、博報堂プロダクツが第17条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、博報堂プロダクツが指定する期日までに返還するとともに、第17条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第7項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

（5）間接補助事業者は、博報堂プロダクツが申請内容に対しての追加報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

（申請の取下げ）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、第7条第1項の通知があった日から10日以内に、様式第4による交付申請取下げ届出書を博報堂プロダクツに提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第10条 間接補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ様式第5による補助対象事業の計画変更承認申請書を博報堂プロダクツに提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額（当該変更が複数の費目に係る場合にあっては、いずれか少ない費目の額）の20%以内であるもの。

(2) 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 間接補助事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を博報堂プロダクツに提出して、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第12条 間接補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、様式第7による補助対象事業事故報告書をすみやかに博報堂プロダクツに報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、博報堂プロダクツの要求があったときは、すみやかに様式第8による補助対象事業状況報告書を博報堂プロダクツに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者（第4条第2項の補助金交付申請兼実績報告書を提出した者を除く）は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、博報堂プロダクツが別に定める時期までに様式第9による実績報告書を博報堂プロダクツに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第15条 博報堂プロダクツは前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による額の確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告)

第16条 間接補助事業者は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全

部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を様式第 11 による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、速やかに博報堂プロダクツに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 博報堂プロダクツは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、適正化法、施行令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく博報堂プロダクツの処分又は指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 博報堂プロダクツは、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

3 博報堂プロダクツは、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 博報堂プロダクツは、前項の返還を請求する場合は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該間接補助事業者から徴収するものとする。

5 博報堂プロダクツは、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金に関する事項
- (3) 納付期限

6 間接補助事業者は、博報堂プロダクツから本条第 4 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第 12 による補助金返還報告書にて報告しなければならない。

7 博報堂プロダクツは、間接補助事業者が、返還すべき補助金を第 5 項に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第 18 条 博報堂プロダクツは、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 博報堂プロダクツは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の処分の制限)

第20条 間接補助事業者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。別に定める期間を経過しない財産については、博報堂プロダクツの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 間接補助事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分承認申請書を博報堂プロダクツに提出して、その承認を受けなければならない。

3 博報堂プロダクツは、前項の財産の処分について承認しようとするときは、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助事業の経理等)

第21条 間接補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、博報堂プロダクツの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第23条 博報堂プロダクツは、補助金の交付に当たって、間接補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及び博報堂プロダクツが業務契約等を締結するすべての者に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は博報堂プロダクツが別に定める。

附 則

この規程は、国土交通大臣が承認した日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第 1)

令和 第 年 月 日 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所

法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金交付申請書

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)の交付を受けたいので、交付規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業の種別
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 添付書類
 - (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
 - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (3) 補助対象事業に関する収支予算書
 - (4) その他博報堂プロダクツが指示する書面等

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 1 の 2)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金交付申請兼実績報告書

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて交付を申請するとともに、被害者保護増進等事業費補助金にかかる補助対象事業()を完了したので、交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の種別
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 補助金充当予定額 金 円
6. 完了した補助対象事業の概要
7. 添付書類
 - (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
 - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (3) 補助対象事業に関する収支予算書
 - (4) その他博報堂プロダクツが指示する書面等

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第2)

第 号
令和 年 月 日

殿

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金交付決定通知書

年 月 日付け文書をもって交付申請のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業()については、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該補助対象経費が変更された場合における補助金の額が変更されたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程(以下「交付規程」という。)、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した以下の条件に従うこと。

- (1) 間接補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、株式会社博報堂プロダクツ(以下「博報堂プロダクツ」という。)に速やかに報告すべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(3) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが交付規程第17条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、博報堂プロダクツが指定する期日までに返還するとともに、同条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第7項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(4) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが申請内容に対しての追加報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

4. 間接補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱及び交付規程の定めるところに違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第17条第3項の規定による補助金等の返還、交付規程第17条第4項の規定による加算金の徴収及び交付規程第17条第7項の規定による延滞金の徴収

(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. その他、博報堂プロダクツの付した条件を遵守しなければなりません。

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第2の2)

第 号
令和 年 月 日

殿

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付け文書をもって交付申請のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業()については、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
2. 補助対象事業の内容及び当該補助対象経費の配分は、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金交付申請兼実績報告書記載のとおりとする。
3. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程(以下「交付規程」という。)、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した以下の条件に従うこと。
 - (1) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが交付規程第17条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、博報堂プロダクツが指定する期日までに返還するとともに、同条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第7項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (3) 間接補助事業者は、博報堂プロダクツが申請内容に対しての追加報告を求め、又は現地

調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

4. 間接補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱及び交付規程の定めるところに違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第17条第3項の規定による補助金等の返還、交付規程第17条第4項の規定による加算金の徴収及び交付規程第17条第7項の規定による延滞金の徴収
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. その他、博報堂プロダクツの付した条件を遵守しなければなりません。

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第3)

第 号
令和 年 月 日

殿

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金不交付決定通知書

下記1の補助金交付申請書をもって申請のあった、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業()については、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付対象申請

提出日 令和 年 月 日
申請書名

2. 不交付となった理由

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第 4)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
交付申請取下げ届出書

下記 1 の交付決定通知書をもって交付決定のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車事故被害者支援体制等整備事業) 交付規程第 4 条第 1 項に基づく交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車事故被害者支援体制等整備事業) 交付規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

2. 交付の申請の取下げ理由

3. 取下げられた交付の申請に係る補助金の額

補助金の額 円

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 5)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助対象事業の計画変更承認申請書

年 月 日付け文書をもって交付決定通知のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業 () の (内容・経費の配分) を、交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に () 書きで 2 段書きした書類
4. その他必要な書類

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 6)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助対象事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け文書をもって交付決定通知のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業 () については、交付規程第 11 条の規定に基づき、下記の事由により同事業を (中止・廃止) したいので申請します。

記

1. 補助対象事業を中止 (廃止) する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第7)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）
代表者名

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
（自動車事故被害者支援体制等整備事業）
補助対象事業事故報告書

年 月 日付け文書をもって交付決定通知のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（ ）については、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容

（備考）用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第8)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）
代表者名

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
（自動車事故被害者支援体制等整備事業）
補助対象事業状況報告書

年 月 日付け文書をもって交付決定通知のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（ ）については、下記のとおり補助事業の遂行及び収支の状況を報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

（備考）用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第9)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
実績報告書

年 月 日付け文書をもって交付決定のあった被害者保護増進等事業費補助金にかかる補助対象事業()を完了したので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金充当予定額 金 円
3. 完了した補助対象事業の概要
4. その他参考となる事項

(注) ()の空欄は、補助対象事業名を記載すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第 10)

第 号
令和 年 月 日

殿

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
額の確定通知書

年 月 日付け文書をもって実績報告のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業()については、被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業)交付規程第 15 条の規定に基づき、補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の額 金 円

以上

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 1 1)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
令和 7 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け文書をもって額の確定通知のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業 () の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1. 補助金の額 (交付規程第15条の通知による確定額) | 金 | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3. 2. のうち仕入控除税額の対象にならなかった額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (2.の額から3.の額を差し引いたもの) | 金 | 円 |

(注) 補助金返還相当額が生じた場合にはその金額の返還を命ずる。

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 1 2)

第 号
令和 年 月 日

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
補助金返還報告書

下記1の交付決定通知文書をもって交付決定のあった令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業) 交付規程第 7 条に基づく令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金交付決定通知について、令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者支援体制等整備事業) 交付規程第 1 7 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
2. 既に交付を受けている補助金の額
金 円
3. 返還を請求された金額及び年月日
返還請求された金額 金 円
請 求 年 月 日 令和 年 月 日
4. 返還した金額及び年月日
(1) 返還金 円
(2) 加算金 円
(3) 返還年月日 令和 年 月 日

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(様式第 13)

令和 年 月 日
第 号

株式会社博報堂プロダクツ
代表取締役社長 殿

住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)
代表者名

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(自動車事故被害者支援体制等整備事業)
財産処分承認申請書

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業 () により
取得した財産を、交付規程第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記により処分したいので申請し
ます。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分の理由
4. その他必要な事項

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。